

対面授業の開始にあたって「新しい大学のあり方」ガイドライン

副学長（新型コロナウイルス対策担当）

正木恭介

対面授業再開にあたり、文部科学省の周知等¹に基づき、本学における「新しい大学のあり方」に関する標準的な対策を記します。

1. 基本的な考え方

- (ア) 新型コロナウイルス感染症は潜伏期間の長さや、無症状や軽症の感染者が多数いること、無症状期間においても感染力が強いことなどの本感染症の特性に考慮し、本学学生および教職員の感染を予防し、本学の教育活動における感染拡大に対して最大限の防止策を実行することが、本学の社会的な責務であるとする。
- (イ) 本学におけるすべての教育活動の質の補償と、上述の感染および感染拡大の防止を高い次元で両立させることを目指して、本ガイドラインを策定する。なお、本ガイドラインは、その目的を達成するために必要な改定を、随時行うこととする。
- (ウ) これらの目的を達成するために、本学は、組織としての大学、学内の各部局、教職員、および学生が、それぞれに定められた義務を果たすことを求める。本感染症は、特定の組織や個人の努力だけによって防げるものではないからである。

2. 対面授業

(ア) 大学の責務と実施すべき対策

大学は、本学キャンパスに入構して本学施設を利用するすべての学生および教職員、学外者について、本感染症に関わる健康事項を把握し、本学キャンパス内における感染拡大の制度を策定し、それらを確実に実行する責務を負う。

- ① 本学キャンパスに入構して本学施設を利用しようとする者に、その入構日前14日間について本感染症に関わる健康事項4項目（体温、のどの痛み、咳、強い倦怠感）を記録させ、一つでも継続して3日以上異常がある場合には入構を禁止する措置を執る。必要に応じて記録の提出を求める。
- ② 学生の通学にあたっては、通勤時間帯と重複しないように時間割等の配慮を行う。
- ③ 本学キャンパスに入構して本学施設を利用しようとする者に、入構時点の体温の測定と過去2週間の健康記録の提出を求め、37.5℃以上の発熱、のどの痛み、咳、強い倦怠感、くし

¹ 1) 「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」

https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

2) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

ゃみの健康事項5項目のうち、いずれか一つでも症状がある者の入構を禁止する。

- ④ 本学キャンパスに入構するすべての関係者にマスクの着用を義務づけ、着用していない者の入構を禁止する。
- ⑤ 本学キャンパス内の適切な個所に手指消毒液や除菌シートを設置し、トイレ等にはハンドソープを設置するなど、学生・教職員の手指消毒に十分な体制を構築する。
- ⑥ 対面授業において利用する教室等の施設は、当該授業の履修者数に応じて、教員を含めて収容定員の50%以下で、かつ、常時1m以上の間隔を確保できるように配当する。
- ⑦ 対面授業において、マスクでは感染防止策が不十分な場合には、フェイスシールド等の装備を準備する。
- ⑧ 本学キャンパス内において利用を許可した施設およびその施設までの導線において手を触れる可能性がある設備等については、1日1回の消毒作業を実施する。
- ⑨ 衛生管理マニュアルを、状況に応じて随時改定するとともに、本学キャンパス入構者に対してマニュアルの遵守を求める。

(イ)授業担当教員（副手・教務嘱託職員等を含む）の責務と実施すべき対策

授業担当教員は、自身が担当する授業において、学生と自身の感染防止についてガイドラインを遵守するとともに、必要に応じて追加的な措置を講じるなどして、積極的に感染防止対策を実施する。本ガイドラインおよびその他の本学の活動について改善すべき点に気づいた場合には、速やかに本タスクに提案をする。

- ① 学生たちが、授業時間中にわたって常時1m以上の間隔を確保できるように配慮する。
- ② 対面授業において利用する教室等の施設は、原則として常時対面する窓を開放する、常時換気扇を動作させるなどして換気に務める。（冷暖房使用時においても同じ）
- ③ グループワークなどで学生同士が会話をする時間を可能な限り短時間に制限する。
- ④ 教材教具や実験器具等は、可能な限り学生間で共用させないようにする。やむを得ず共有せざるを得ない場合は、使用前後に適切な消毒を行い、必要があれば手洗いを指示する。
- ⑤ 対面授業においては、学生の健康状態を観察し、少しでも体調が悪いように感じられた場合には、保健センターに行くように指示をする。
- ⑥ 対面授業終了後には、教室備え付けのマイク、視聴覚機器等の機器のうち、自身が使用したすべての機器について、備え付けの除菌シート等で消毒をすること。
- ⑦ 通学や対面授業に不安を感じる学生に対しては、遠隔授業で同等の教育効果を保証しなければならない。

(ウ)学生の責務と実施すべき対策

学生は、本感染症によって従来の行動様式を変化させねばならないことが社会の一員としての責務であることを強く自覚する。すなわち、自らが感染しないための生活習慣や他者に感染させないための行動様式を獲得し、その実践を徹底する。

- ① 衛生管理マニュアルに記載されている以下の項目を遵守すること。
 1. 健康観察結果を記録し（健康事項4項目（体温、のどの痛み、咳、強い倦怠感））、免疫

力を高められる生活習慣に務め、不要不急の外出を避ける、外出時には常時マスクを着用する等の感染防止に努めること。

2. 本学施設の利用日当日朝に①37.5℃以上の発熱がある、②のどが痛い、③咳が出る、④倦怠感（強いだるさ）がある、⑤くしゃみが出る、いずれか一つでも症状がある場合は登校しない。
 3. 自ら進んでトイレ等で手洗いをし、備え付けのアルコールで除菌をする。
 4. 利用を許可された時間帯、施設以外の利用はしない（大学生協の購買、食堂等）。
 5. 本学キャンパス内で昼食をとる場合は、自分で持参する。なお、ごみは持ち帰る。
 6. 情報教室のPCを利用する場合は私物のイヤホンを持参すること。
 7. 対面授業中は、担当教員の指示に従うこと。
 8. 本感染症に関連して、特別な配慮を必要とする学生（特定の基礎疾患を有するなど）は、授業担当教員を通して保健センターに申し出ること。
- ② その他、授業担当教員の指示には従うことはもちろんだが、改善が必要な場合にはそれを進言すること。

(エ) 事務職員の責務と実施すべき対策

事務職員は、大学構内および事務室内の感染防止対策を実施する。本ガイドラインおよびその他の本学の活動について改善すべき点に気づいた場合には、速やかに本タスクに提案をする。

- ① 学生証による入構管理システムおよび体温測定器の管理を行う。また、毎日の学生の入退場の確認を行う。
- ② 注意喚起ポスターや衛生管理マニュアルを構内に掲示する等、感染拡大防止の注意喚起に努める。
- ③ ハンドソープ、手指消毒液、除菌シート、消毒用洗剤等の衛生用品の補充を随時行う。
- ④ 使用しない建物、教室等の施錠管理を行う。
- ⑤ 事務室は、原則として常時対面する窓を開放する、常時換気扇を動作させるなどして換気に務める。（冷暖房使用時においても同じ）
- ⑥ 学生対応窓口は、飛沫防止のためのパネルあるいはシート等を設置する。また、待機する学生が密集しないよう、目安となるラインを引く等の配慮を行う。
- ⑦ 事務室（特に学生対応窓口）のカウンター等、多数の人間が手を触れる場所は、1日1回以上の消毒を行う。